

## 第4節 ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻への対応

防衛戦略における第三の防衛目標は、万が一、抑止が破れ、わが国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

島嶼部を含むわが国に対する侵攻に対しては、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除するとともに、領域を横断して優越を獲得し、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施し、非対称な優越を確保し、侵攻戦力を阻止・排除する。そして、粘り強く活動し続けて、相手の侵攻意図を断念させる。

また、ミサイル攻撃を含むわが国に対する侵攻に対し

ては、ミサイル防衛により公海及びわが国の領域の上空でミサイルを迎撃し、攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において有効な反撃を加える能力としてスタンド・オフ防衛能力などを活用し、ミサイル防衛とあいまってミサイル攻撃を抑止する。

さらに、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威である大規模テロや重要インフラに対する攻撃などに際しては、関係機関と連携し実効的な対処を行う。そして、わが国への侵攻が予測される場合には、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施できるようにする。

### 1 島嶼部を含むわが国に対する侵攻への対応

#### 1 基本的考え方

東西南北、それぞれ約3,000kmに及ぶわが国領域には、広範囲にわたり多くの島嶼を有し、そこには守り抜くべき国民の生命・身体・財産・領土・領海・領空及び各種資源が広く存在している。

そうした地理的特性を持つわが国への侵攻に的確に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。また、自衛隊による常時継続的な情報収集・警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢<sup>1</sup>・航空優勢<sup>2</sup>を確保することが重要である。

万が一、抑止が破られ、わが国への侵攻が生じた場合には、わが国の領域に対する侵害を排除するため、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服しつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い、迅速かつ粘り強く活動し続けて領域を確保し、相手方の侵攻意図を断念させる。

□ 参照 図表Ⅲ-1-4-1 (領域横断作戦のイメージ図 (一例))

#### 2 防衛省・自衛隊の取組

##### (1) スタンド・オフ防衛能力の強化

諸外国のレーダー探知範囲や各種ミサイルの射程・性能は著しく向上しており、これらの脅威が及ぶ範囲は侵攻部隊の周囲数百km以上に及ぶ。

必要かつ十分な数量のスタンド・オフ・ミサイルを、様々な場所、様々なプラットフォームで重層的に保有することで、わが国に対する武力攻撃に対する抑止を向上させる必要がある。また、わが国への侵攻事態が生じた場合には、隊員の安全を可能な限り確保しつつ、相手の脅威圏外からできる限り早期・遠方でわが国に侵攻する部隊を阻止・排除することが必要である。

このため、まず、わが国への侵攻がどの地域で生起しても、わが国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊などを阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する。次に、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎

1 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

2 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

図表Ⅲ-1-4-1 領域横断作戦のイメージ図（一例）



撃困難な能力を強化することとしている。

具体的には、12式地对艦誘導弾能力向上型（地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型）、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速<sup>3</sup>誘導弾の研究開発を実施・継続し、各種誘導弾の長射程化を実施する。また、国産のスタンド・オフ・ミサイルの量産弾を取得するほか、米国製のトマホークをはじめとする外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続する。

さらには、発射プラットフォームのさらなる多様化の

ための研究・開発を進めるとともに、スタンド・オフ・ミサイルの運用能力向上を目的として、潜水艦に搭載可能な垂直ミサイル発射システム（VLS）、輸送機搭載システムなどを開発・整備する。

## (2) 無人アセット防衛能力の強化

無人アセットは、有人装備と比べて、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。さらに、この無人アセットをAIや有人装備と組み合わせ

3 音速の5倍以上の速度域

## 解説

## スタンド・オフ防衛能力の強化

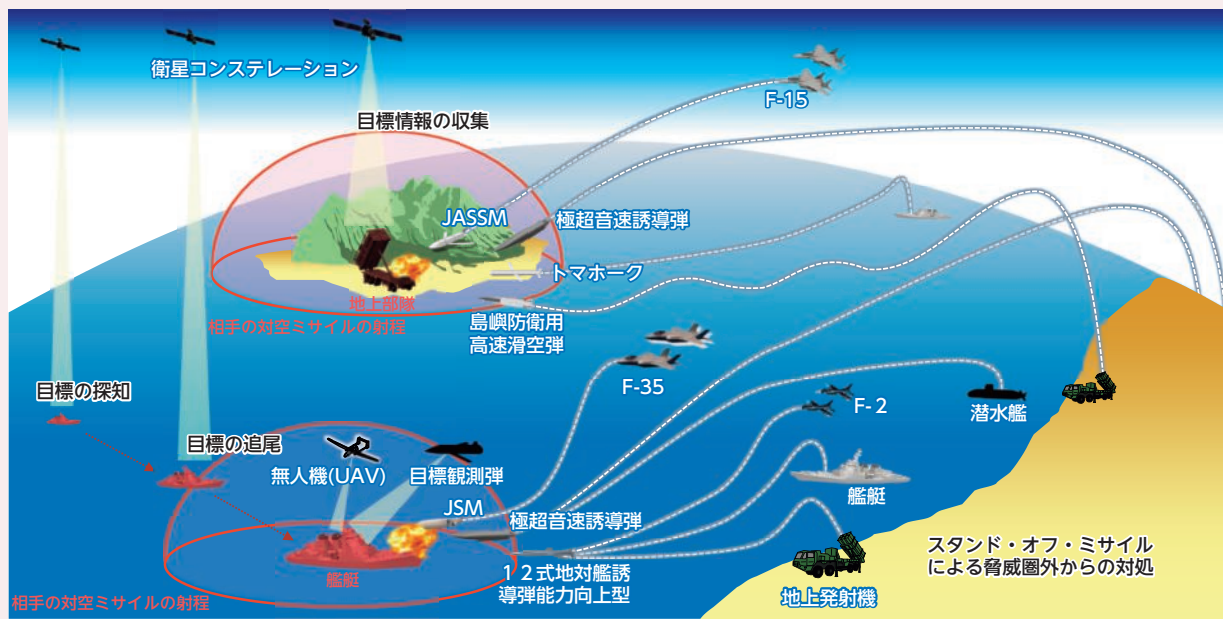
各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、スタンド・オフ防衛能力\*の強化に取り組んできました。

防衛戦略にもあるとおり、東西南北、それぞれ約3,000kmに及ぶわが国領域を守り抜くため、島嶼部を含むわが国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対して、脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力の抜本的強化に取り組んでいきます。また、わが国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊などを阻止・排除できる必要かつ十分な能力の保有や、各種プラットフォームから発射でき、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化します。

具体的には、多様なプラットフォームから運用を行う12式地对艦誘導弾能力向上型について開発を推進し、地上発射型は早期に部隊配備するため2023年度から量産を開始します。また、諸外国のレーダーや対空ミサイルの性能向上により、迎撃能力が向上しており、脅威圏の外から対艦・対地攻撃を行うためには、今後、誘導弾などの長射程化、迎撃を回避できる高い残存性が重要です。長射程化と残存性の向上を可能とする誘導弾及び滑空型飛翔体を実現するため、必要な技術の研究を着実に推進します。

さらに、衛星コンステレーションを活用した画像情報などの取得や無人機(UAV)、目標観測弾の整備などを行い、情報収集・分析機能などを強化していきます。

※スタンド・オフは、一般的には「離れている」といった意味。



今後のスタンド・オフ防衛能力の運用(イメージ)

せることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなり得ることから、空中・水上・水中などでの非対称的な優勢を獲得することが可能である。

このため、こうした無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援などの幅広い任務に効果的に活用していく。また、2023年度中には、無人機(UAV)の  
Unmanned Aerial Vehicle

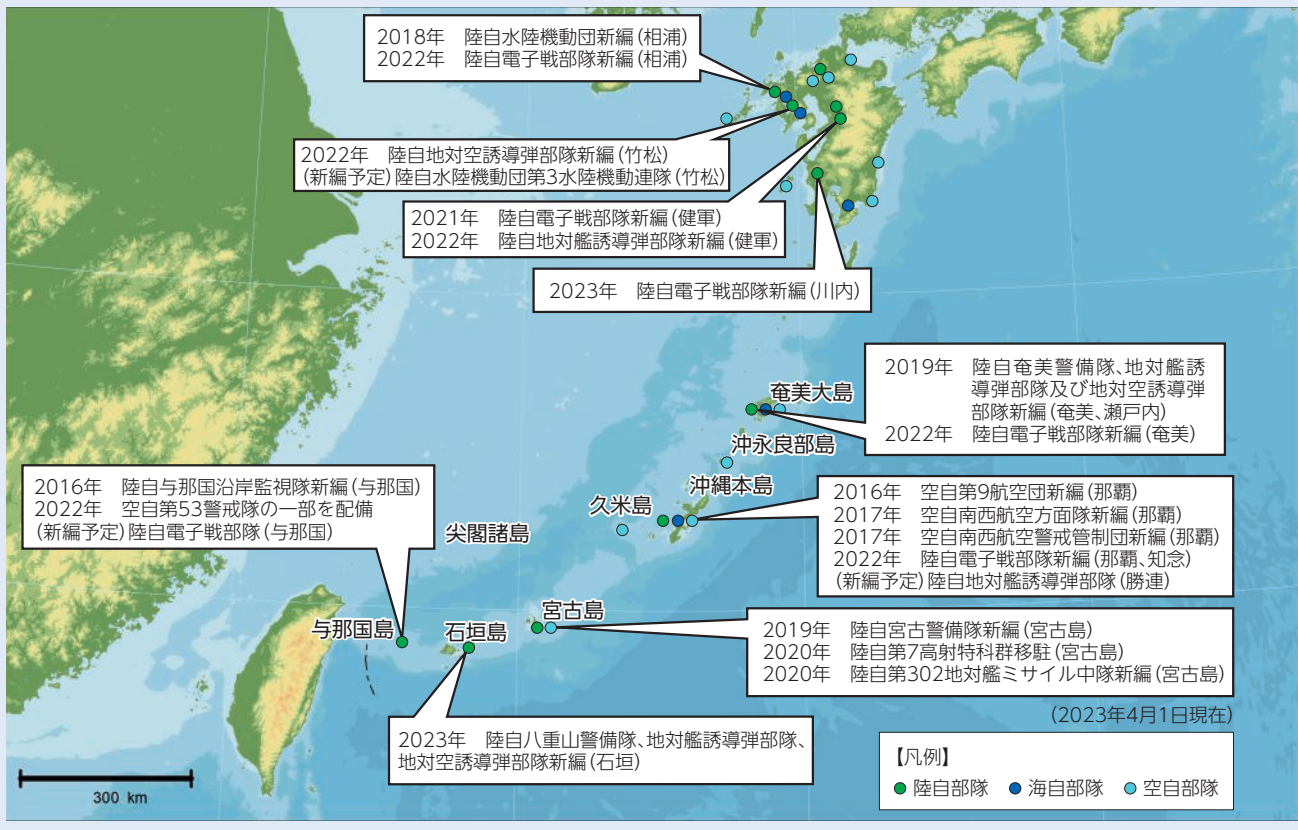
取得をはじめ各種無人アセットの運用実証や研究が計画されている。

### (3) 機動展開能力の強化

島嶼部を含むわが国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、わが国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動する



図表Ⅲ-1-4-2 九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図）



## 解説

### 与那国島と台湾

わが国最西端に位置する与那国島と台湾との距離は100kmあまりと非常に近く、視界の良い時には与那国島から台湾の陸岸が見えることもあります。与那国島と台湾の間の海域では、中国海軍艦艇の航行がたびたび確認されており、昨年8月には、中国が9発の弾道ミサイルを発射し、うち1発が、与那国島から約80kmの地点に着弾し、地域住民に脅威と受け止められました。このような国境の最前線にある与那国駐屯地は、南西地域の防衛上極めて重要な拠点の一つです。この駐屯地には、陸自沿岸監視隊や空自第53警戒隊分遣班が所在しており、わが国の国境の最前線に最も近い場所において、付近を航行・飛行する艦艇や航空機を監視し、各種兆候を早期に察知する極めて重要な

役割を果たしています。また、2023年度には小規模の電子戦部隊を配備する予定であり、南西諸島における防衛体制を目に見える形で強化していきます。



与那国島を訪問する浜田防衛大臣

とともに、状況に応じて必要な部隊（人員・装備・補給品など）を迅速に機動展開させる必要がある。

このため、自衛隊自身の海上・航空輸送力を強化する

とともに、民間資金等活用事業（PFI）などの民間輸送力を最大限活用する。

また、これらによる部隊への輸送・補給などがより円

滑かつ効果的に実施できるように、統合による後方補給態勢を強化し、既存の空港・港湾施設などを運用基盤として使用するために必要な措置を講じ、補給能力の向上を実施していくとともに、全国に所在する補給拠点の改修を積極的に推進していく。あわせて、輸送船舶、輸送機、輸送ヘリコプターなどの各種輸送アセットの取得などによる輸送力の強化を進めていく。

このほか、自衛隊は機動展開能力を向上させるべく、米国をはじめとする関係国との共同訓練を含め、多くの訓練を実施している。

#### (4) 南西地域における防衛体制の強化

南西地域の防衛体制強化のため、九州・南西地域における部隊の新編が進められている。2023年3月、陸自は石垣島に駐屯地を新設し、警備部隊、地对空誘導弾部隊

及び地对艦誘導弾部隊を配置したほか、2023年度には竹松駐屯地（長崎県大村市）に水陸機動団第3水陸機動連隊（仮称）を新編する。また、今後、第15旅団（沖縄県那覇市）の師団への改編が予定されている。

V-22オスプレイの運用については、防衛省はその配備先として、佐賀空港が最適の飛行場と判断しており、佐賀県知事から受入れの表明を頂き、2023年5月、佐賀県有明海漁業協同組合との間で不動産売買契約を締結し、駐屯地予定地を取得した<sup>4</sup>。なお、佐賀空港配備には一定期間を要することを考慮し、2020年にV-22オスプレイを運用する輸送航空隊を木更津駐屯地に新編し、V-22オスプレイの暫定配備を開始した。

□□参照 図表Ⅲ-1-4-2（九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図））

## 2 ミサイル攻撃などへの対応

### 1 わが国の統合防空ミサイル防衛能力

#### (1) 基本的考え方

四面環海の日本は、経空脅威への対応が極めて重要である。近年、多弾頭・機動弾頭を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、有人・無人航空機のステルス化・マルチロール化といった能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速滑空兵器（HGV）などの出現により、経空脅威は多様化・複雑化・高度化している。  
Hypersonic Glide Vehicle

このため、探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、統合防空ミサイル防衛能力を強化することとしている。

相手からのわが国に対するミサイル攻撃については、まず、ミサイル防衛システムを用いて、公海及びわが国の領域の上空で、わが国に向けて飛来するミサイルを迎撃する。そのうえで、弾道ミサイルなどの攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相

手の領域において、有効な反撃を加える能力として、スタンド・オフ防衛能力などを活用する。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行いやすくすることで、ミサイル防衛とあいまってミサイル攻撃そのものを抑止していく。

□□参照 図表Ⅲ-1-4-3（統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）のイメージ図）、Ⅱ部3章2節4項（「解説」反撃能力）

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

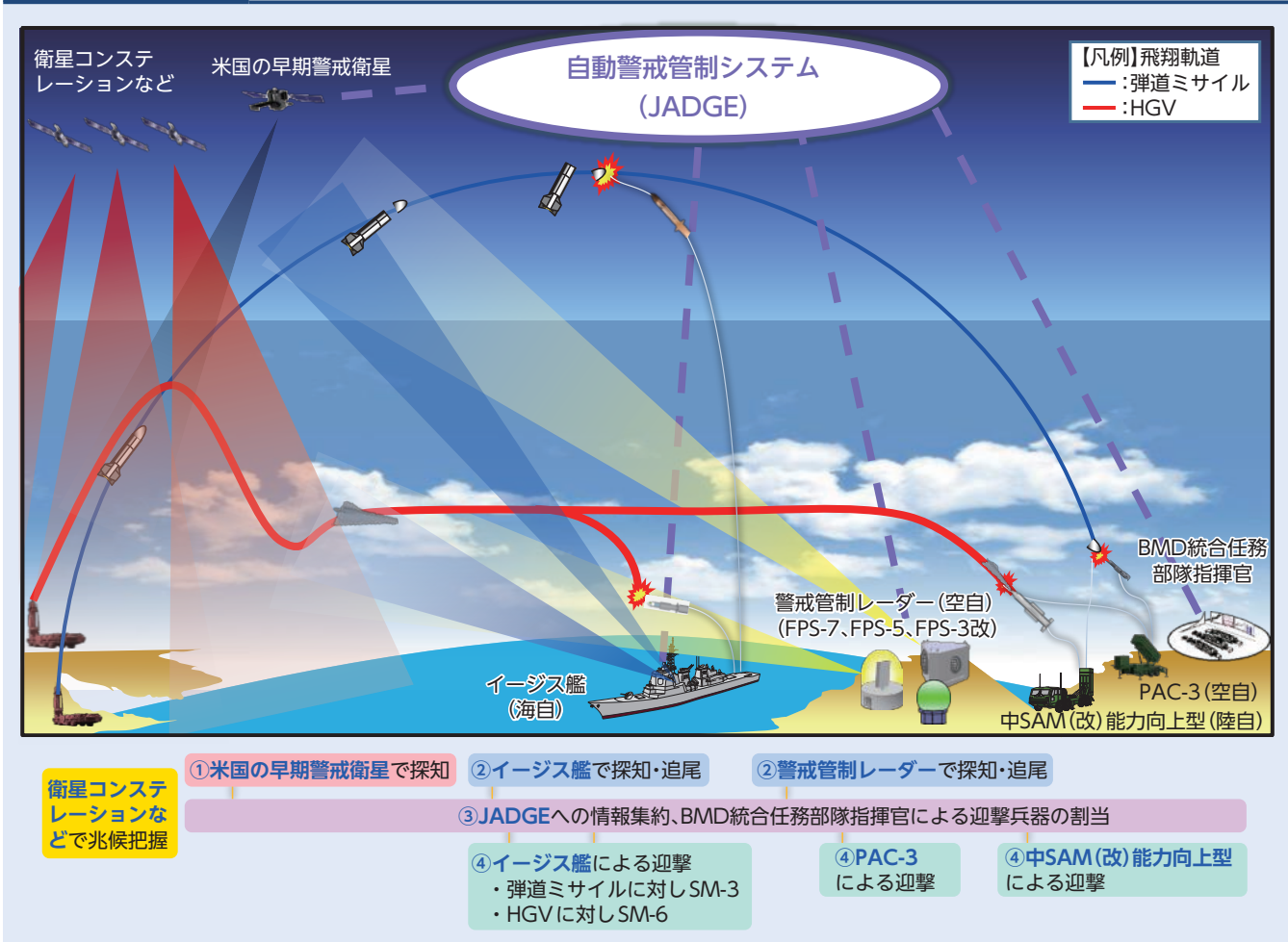
北朝鮮は、2016年以降、3回の核実験を強行するとともに、特に2022年に入ってから、かつてない高い頻度で、かつ新たな態様での弾道ミサイルなどの発射を繰り返しており、その軍事的行動はわが国の安全に対する、従前より一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

弾道ミサイルに対し、現状においては、わが国全域を防護するためのイージス艦及び拠点防護のため全国各地に分散して配備されているパトリオット（PAC-3）<sup>5</sup>を、  
Patriot Advanced Capability-3状況に応じて機動・展開して対応している。2023年4月22日、完成した「軍事偵察衛星」発射の最終準備を早

4 佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、陸自目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

5 パトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

図表Ⅲ-1-4-3 統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）のイメージ図



期に終わるといった北朝鮮の発表などを踏まえ、防衛大臣は「弾道ミサイル等に対する破壊措置の準備に関する自衛隊一般命令」を発出した。これを受け、防衛省・自衛隊は、PAC-3の沖縄県石垣島、宮古島及び与那国島への展開や、イージス艦の展開などのための所要の準備を実施した。

同年5月29日、「衛星」発射のためとする北朝鮮からの事前通報を受け、同日、防衛大臣は、不測の事態に備え、所要の態勢をとるべく、「弾道ミサイル等に対する破

壊措置の実施に関する自衛隊行動命令」を発出した。同月31日の発射に際し、防衛省から政府内及び関係機関に対して速やかに情報共有を行うとともに、関連情報の収集と分析を実施した。防衛省としては、米国、韓国などと緊密に連携しつつ、国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げていく。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一

資料：ミサイル防衛について  
URL：<https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/bmd/index.html>

動画：弾道ミサイル防衛(BMD)への対応(空自：高射)  
URL：<https://youtu.be/coZf5SbfC-M>



## 解説

### 統合防空ミサイル防衛 (HGV等対処)

多様化・複雑化する経空脅威に対し、自衛隊はネットワークを通じて装備品を一体的に運用する「総合ミサイル防空」の強化に努めてきました。しかし、極超音速滑空兵器 (HGV) などミサイル技術の急速な進展や、飽和攻撃を可能とする運用能力向上により、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。

このため、防衛戦略においては、「統合防空ミサイル防衛」として、わが国に対するミサイル攻撃を、質・量ともに強化されたミサイル防衛網により迎撃しつつ、スタンド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛とあわせてミサイル攻撃そのものを抑止していくこととしています。

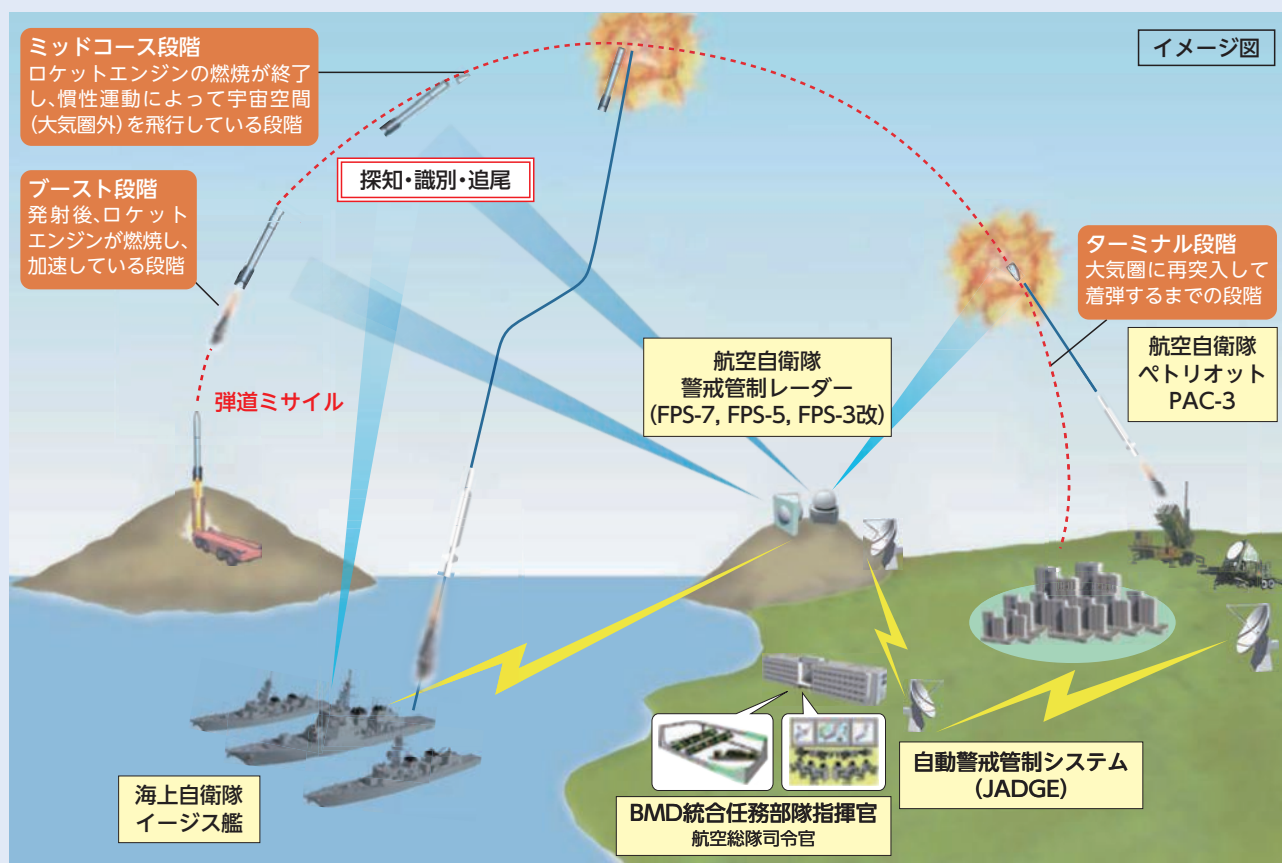
HGVなどの極超音速兵器は、マッハ5を超える極超音速で飛翔するとともに、低い軌道を長時間飛翔

し、高い機動性を有することなどから、通常の弾道ミサイルと比べ、探知や迎撃がより困難です。このような兵器に対しては、その特性を踏まえ、早期に探知し、迎撃機会を重層的に確保することで、迎撃の可能性を高めていくことが重要となります。

このため、整備計画においては、①HGV早期探知のための赤外線センサーなどの宇宙技術実証、②ターミナル段階での迎撃能力向上のための03式中距離地对空誘導弾 (改善型) 能力向上型の開発やPAC-3MSEミサイルの取得、また、③滑空段階での対処のためにHGV対処用誘導システム (JADGE) の調査及び研究などを行い、HGVなどへの対処能力を抜本的に向上することとしています。

**参照** 図表Ⅲ-1-4-3 (統合防空ミサイル防衛 (迎撃部分) のイメージ図)、Ⅱ部3章2節4項 (「解説」反撃能力)、Ⅲ部1章4節1項 (「解説」スタンド・オフ防衛能力の強化)

図表Ⅲ-1-4-4 BMD整備構想・運用構想 (イメージ図)



方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイルなどに対する破壊措置により対処することとなる<sup>6</sup>。

わが国の弾道ミサイル防衛 (BMD) は、イージス艦による上層での迎撃と PAC-3 による下層での迎撃を、自動警戒管制システム (JADGE)<sup>7</sup> により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。

弾道ミサイルへの対処にあたっては、航空総隊司令官を指揮官とする「BMD 統合任務部隊」を組織し、JADGE などを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処する。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかりと見極めていくとともに、米国などと緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析及び警戒監視などを実施している。

また、BMD システムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会 (「2+2」) において、BMD 運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報 (SEW)<sup>8</sup> を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備している BMD 用移動式レーダー (TPY-2 レーダー) やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。

**参考** 図表Ⅲ-1-4-4 (BMD 整備構想・運用構想 (イメージ図))

### (3) 統合防空ミサイル防衛能力強化のための取組

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、2004 年から BMD システムの整備を開始するとともに、2005 年 7 月には、自衛隊法の改正を行った。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付

与や PAC-3 の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載する SM-3 ブロック I A の後継となる BMD 用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3 ブロック II A) を日米共同で開発し、2017 年度以降取得している。SM-3 ブロック II A は、SM-3 ブロック I A と比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上している。

また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道 (ロフテッド軌道)<sup>9</sup> をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上している。2022 年 11 月には、イージス艦「まや」が、海自艦艇として初めて SM-3 ブロック II A の発射試験を実施し、標的の迎撃に成功した。

さらに、2020 年 12 月、厳しさを増すわが国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくための、あるべき方策の一環として、陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア) に替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備することを閣議決定した。同艦は海自が保持することとし、対艦弾道ミサイル

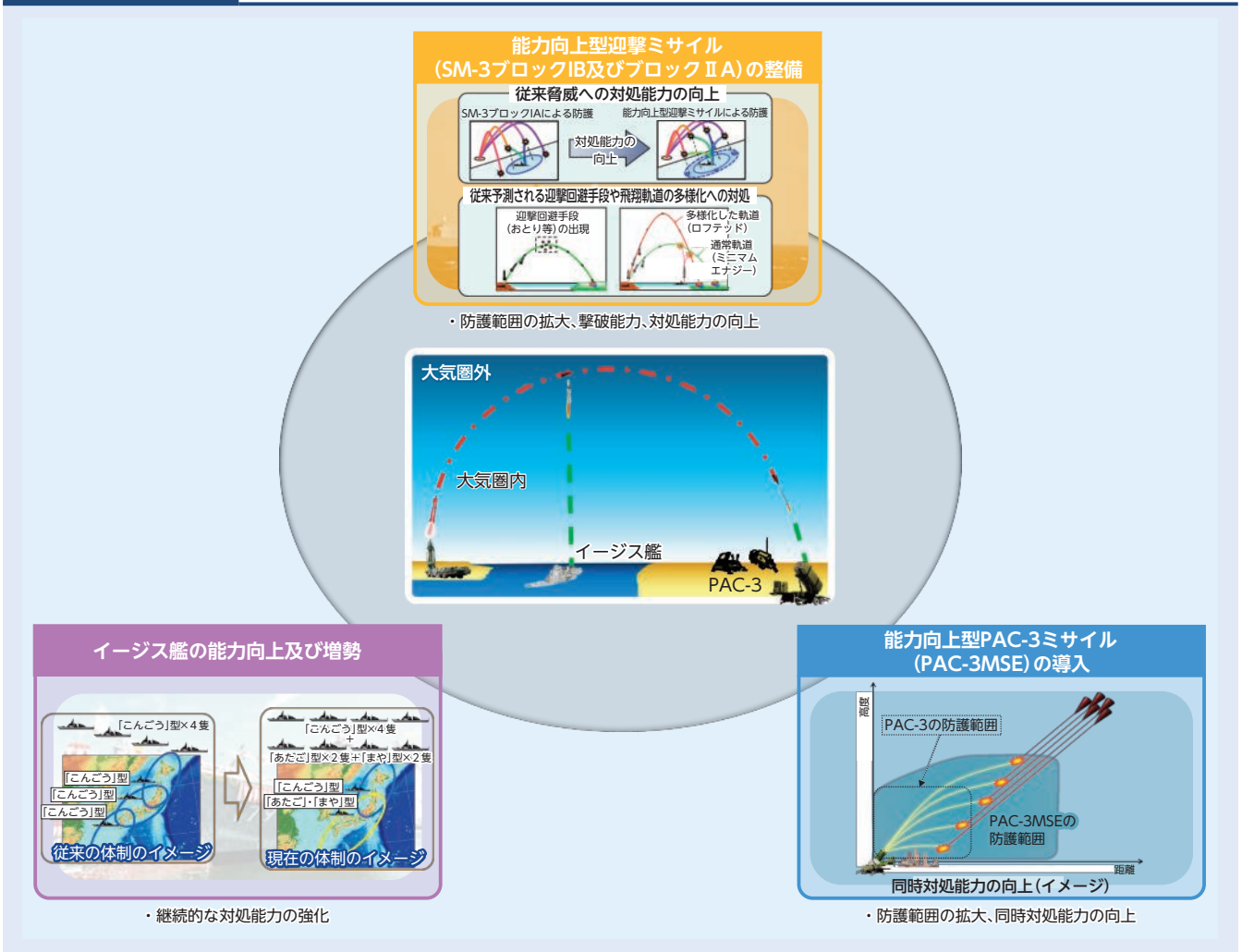


イージス艦「まや」による SM-3 ブロック II A 発射試験 (2022 年 11 月)

- 6 北朝鮮は 2023 年 5 月 31 日、衛星打ち上げを試みて発射を行ったが、わが国に飛来するおそれがないと判断されたことから、自衛隊法第 82 条の 3 に基づく弾道ミサイル等破壊措置は実施しなかった。
- 7 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてパトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム
- 8 わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報 (1996 年 4 月から受領開始)
- 9 ミニマムエナジー軌道 (効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道) より高い軌道をとることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道



図表Ⅲ-1-4-5 弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組



などに対処能力を有するSM-6のほか、12式地対艦誘導弾能力向上型などの長射程の誘導弾による高い防護能力と、既存イージス艦と同等の各種作戦能力・機動力を保持していく。また、米国が開発中の対HGV新型迎撃ミサイルを含む将来装備を運用できる拡張性を考慮するほか、耐洋性、居住性なども向上するとしている。

PAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSEの整備を進めており、2019年度末以降順次配備が開始された。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、従来のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲(面積)が拡大する。

一方、HGVの出現など多様化・複雑化・高度化の一途をたどる経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効

率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品もあわせ、一体的に運用する体制を確立し、わが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処できる統合防空ミサイル防衛能力を強化していく必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図っていくこととしている。

このため、HGVなどの探知・追尾能力を強化するべく、固定式警戒管制レーダー(FPS)などの整備及び能力向上、次期警戒管制レーダーへの換装・整備を図る。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムを改修し、新型レーダー(エルタムズ)<sup>10</sup>を導入することで、PAC-

Lower Tier Air Missile Defense Sensor

10 ペトリオット・システム用の新型レーダー(LTAMDS(エルタムズ))は、極超音速滑空兵器(HGV)などの将来脅威対処のために開発された低層防空用射撃管制レーダー

## 解説

## Jアラートによる弾道ミサイルに関する情報伝達(内閣官房からのお知らせ)

北朝鮮は2022年、弾道ミサイルの可能性のあるものを含め、少なくとも59発という過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルの発射を行い、また、2023年に入ってから引き続き発射を繰り返しています。

政府は、これら北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から国民の生命、身体及び財産を守るため、弾道ミサイル防衛能力の強化を着実に進めており、また、引き続き高度な警戒監視態勢を維持しています。これにあわせて、弾道ミサイルが

(1) わが国の領域に落下する可能性がある場合  
 (2) わが国の上空を通過する可能性がある場合には、内閣官房から全国瞬時警報システム(Jアラート)により、弾道ミサイルに注意が必要な地域の皆様に対して、緊急情報をお知らせし、近くの建物への避難など、少しでも被害を軽減できる可能性を高める行動を促すこととしています。

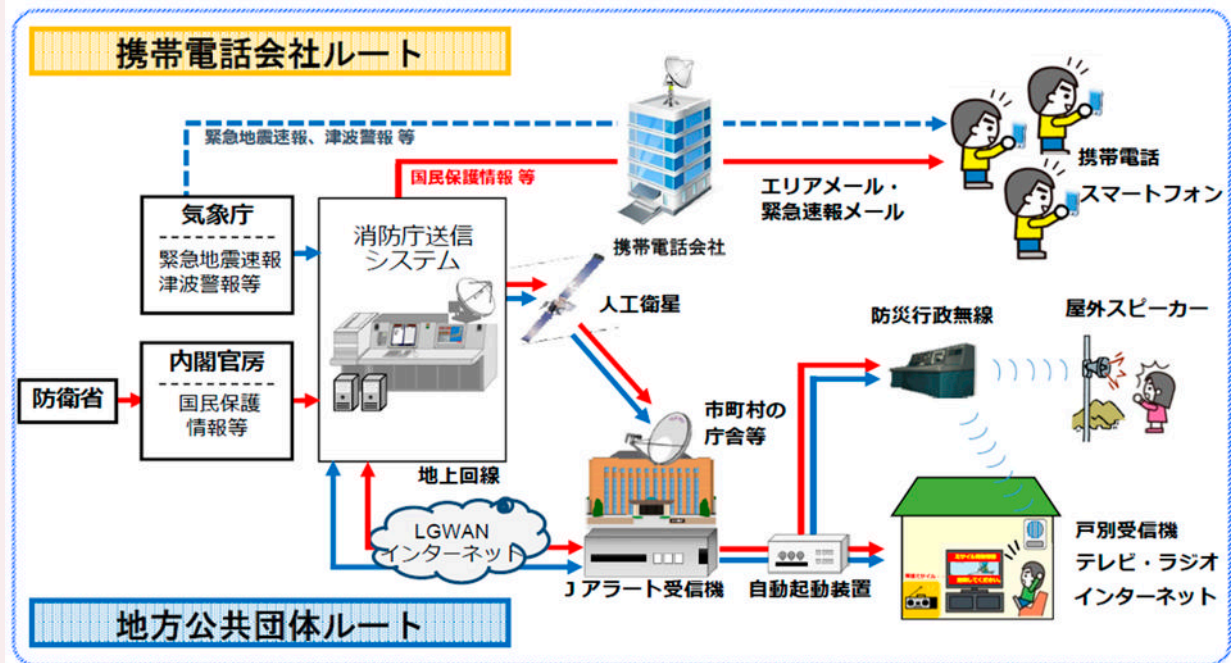
Jアラートを使用すると、防災行政無線などが自動的に起動し屋外スピーカーなどから特別なサイレンとメッセージが流れるほか、登録制メールなどの多様な情報伝達手段によっても、住民に緊急情報を伝達します。また、携帯電話会社を経由して携帯電話にエリアメール・緊急速報メールを配信し、緊急情報をお知らせします。

Jアラートの送信にあたっては、防衛省から内閣官房に、弾道ミサイルに関する各種情報を適時適切に提供することが重要です。このため、両者の間では、情報伝達のプロセスをシステム化・自動化することにより、迅速性・確実性を確保しています。

政府としては、引き続き、確実な情報伝達に努めつつ、Jアラートの情報伝達機能の不断の強化にも取り組むこととしています。

## 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム



全国瞬時警報システム(Jアラート)の概要

## 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。  
[http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html)

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸  
ホームページ  
[www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)



Twitterアカウント  
首相官邸災害・危機管理情報  
@Kantei\_Saigai



Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合 近くの建物の中か地下に避難。  
（注）できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。
- 建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

弾道ミサイル落下時の行動について

3MSEによるHGVなどへの対処能力を向上させる。また、03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上型の開発をするとともに、極超音速で、高高度領域を高い機動性を有しながら飛ばすHGVの脅威に対処するため、HGV対処用誘導弾システムの研究を行っていく。

このように、防護体制を強化させるための所要の措置を講じているところであり、引き続き、取組を進めていく。

☐参照 資料18（わが国のBMD整備への取組の変遷）、図表Ⅲ-1-4-5（弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組）

## 2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

### (1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に配備されている<sup>11</sup>。

### (2) 日米BMD技術協力など

1999年度から海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手し、2006年度からBMD用能力向上型迎撃

11 具体的には、2006年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）が配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原に配置された。また、2015年10月、2016年3月及び2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県横須賀市）に配備された。



ミサイルの日米共同開発<sup>12</sup>を開始し、SM-3ブロックⅡAとして配備に至っている。加えて、2022年1月の日米「2+2」において、極超音速技術に対抗するための将来の協力を焦点を当てた共同分析を実施することで合意した。また、2023年1月の日米「2+2」においては、この

共同分析の進展を踏まえ、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することで一致するとともに、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することに合意した。

### 3 陸海空領域における対応

戦い方については、従来のそれとは様相が大きく変化しているが、大規模なミサイル攻撃や情報戦を含むハイブリッド戦などに加え、これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものにも対応していく必要がある。陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力は領域横断作戦の基本であり、島嶼部を含むわが国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、わが国に侵

攻する部隊の接近・上陸を阻止する。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処することになる。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」（ガイドラ

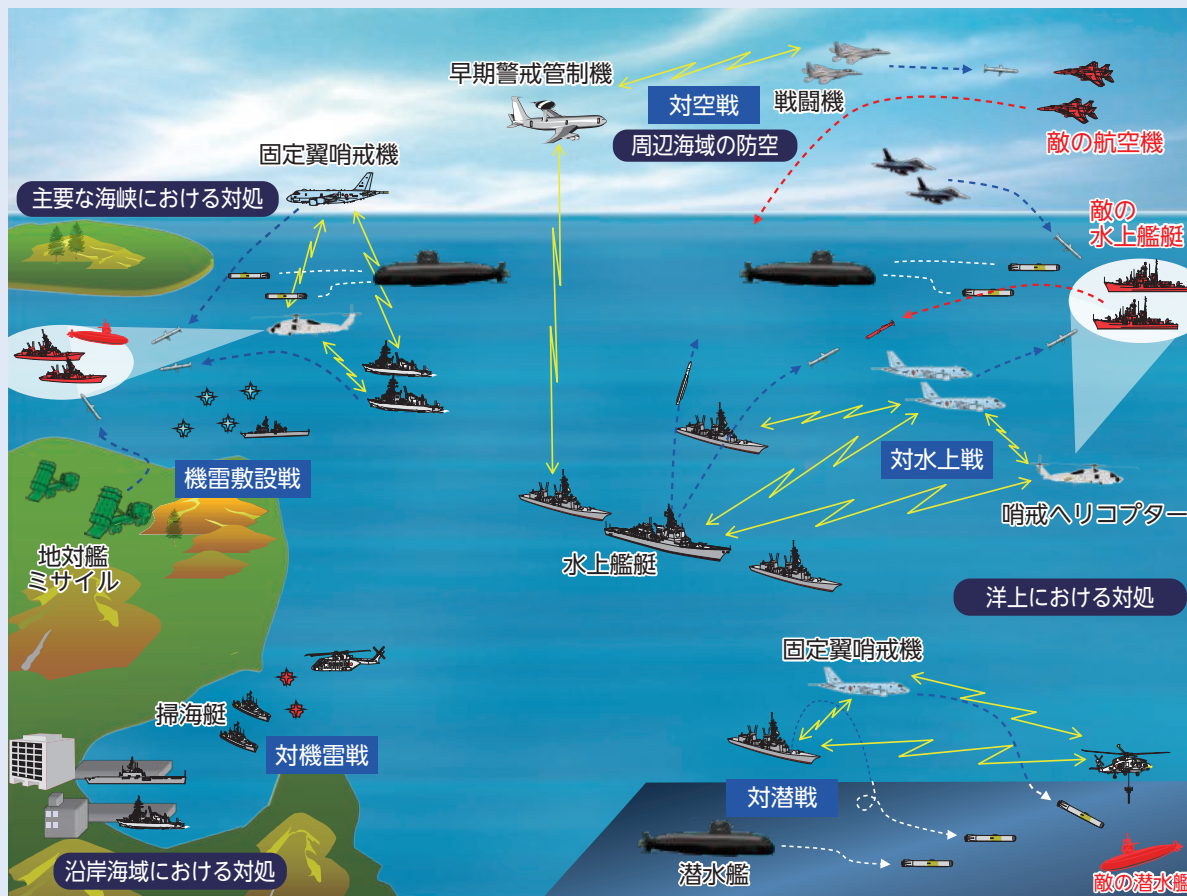
図表Ⅲ-1-4-6 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機  
 (注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

12 これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、2004年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、2011年6月の日米「2+2」の共同発表においてその旨を発表した。なお、2014年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、この決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

図表Ⅲ-1-4-7 周辺海域の防衛のための作戦の一例



イン)にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行うことになる。

### 1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相<sup>13</sup>から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努めることになる。

□ 参照 図表Ⅲ-1-4-6 (防空のための作戦の一例)

### 2 周辺海域の防衛のための作戦

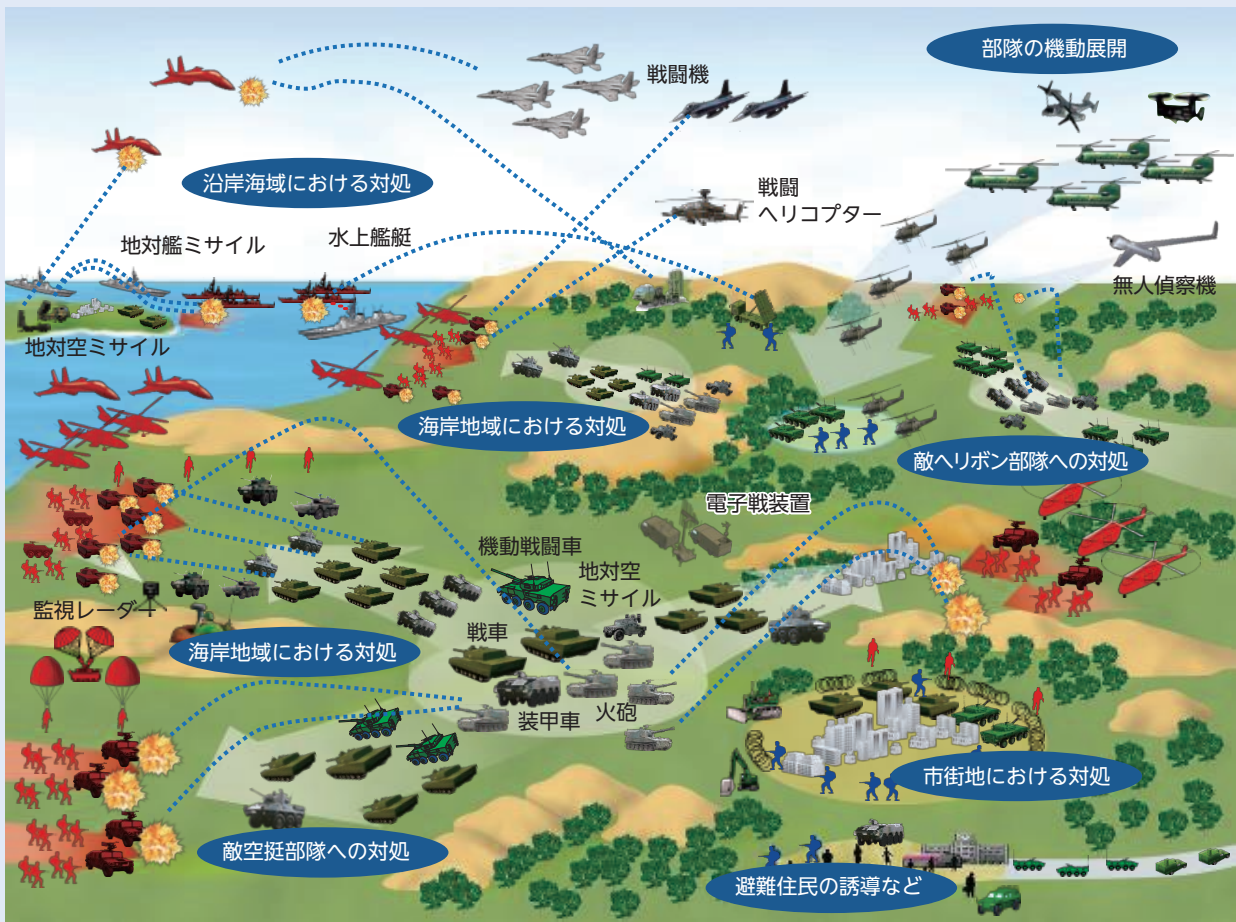
島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破又は消耗させることにより、周辺海域を防衛することになる。

□ 参照 図表Ⅲ-1-4-7 (周辺海域の防衛のための作戦の一例)

<sup>13</sup> 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。



図表Ⅲ-1-4-8 陸上の防衛のための作戦の一例



### 3 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上優勢・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と沿岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

**参考** 図表Ⅲ-1-4-8 (陸上の防衛のための作戦の一例)

### 4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあつた場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせ、哨戒<sup>14</sup>、船舶の護衛及び海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯<sup>15</sup>を設定してわが国の船舶などを直接護衛することになる。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空(対空戦)は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受けることになる。

<sup>14</sup> 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

<sup>15</sup> 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化するとされる。



# 4 宇宙領域での対応

通信や測位などのための宇宙利用は、今や国民生活の基盤そのものであると同時に、軍事作戦上の指揮統制・情報収集基盤の中枢をなしている。このような中、自国の軍事優勢を確保するために、一部の国家は他国の宇宙システムへの妨害活動を活発化させており、宇宙の戦闘領域化が進展している。今や、宇宙空間の安定利用を確保することは国家にとって死活的に重要である。

**参考** I部4章2節(宇宙領域をめぐる動向)

また、安保戦略において、宇宙の安全保障分野の課題と政策を具体化させる政府の構想をとりまとめたうえで、それを宇宙基本計画などに反映させていくこととされている。

そのほか、人工衛星などの打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(宇宙活動法)、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(衛星リモセン法)及び、月や宇宙空間に存在する水や鉱物資源などに所有権を認める宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(宇宙資源法)に基づき宇宙政策が進められている。

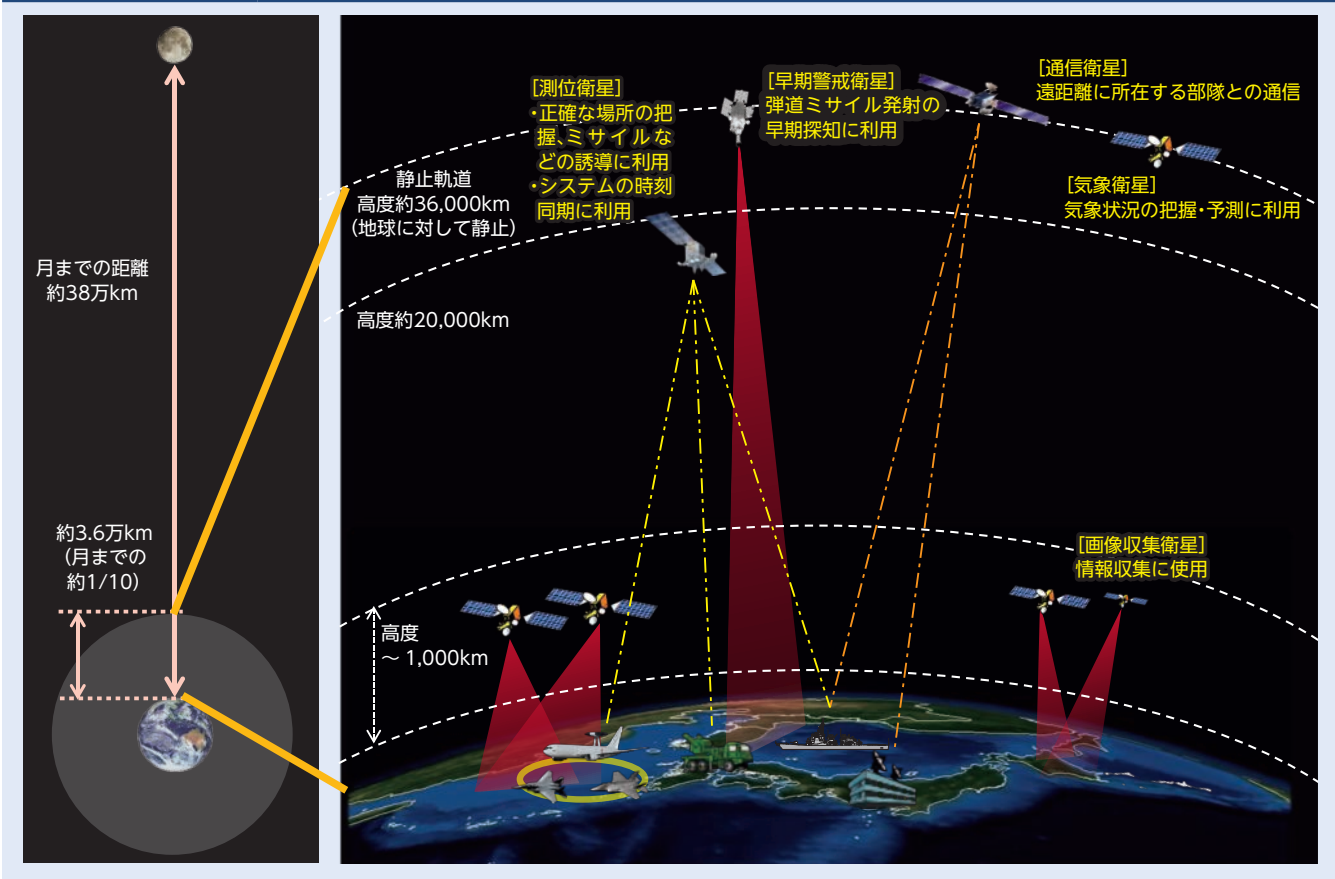
## 1 政府全体としての取組

内閣府宇宙開発戦略推進事務局が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づいて策定されるわが国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画であり、わが国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化を目標としている。現行の計画は2020年6月に策定されており、2023年6月に改訂予定である。

## 2 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、宇宙領域において、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、情報収集、通信、測位などの機能を宇宙空間から提供することにより、陸・海・空の領域における作戦能

図表Ⅲ-1-4-9 安全保障分野における宇宙利用のイメージ



力をさらに向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、宇宙からの監視能力を整備し、宇宙領域把握 (SDA)<sup>16</sup>体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組むこととしている。また、相手方の指揮統制・情報通信などを妨げる能力をさらに強化する。

さらには、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) を含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化するとともに、米国などの同盟国・同志国との交流による人材育成をはじめとした連携強化を図る。

**参考** 図表Ⅲ-1-4-9 (安全保障分野における宇宙利用のイメージ)

## (1) 宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位などの各種能力の向上

防衛省・自衛隊では、これまで人工衛星を活用した情報収集、通信、測位などを利用してきたが、近年の衛星コンステレーションによる宇宙利用の拡大にも対応していく。

2021年9月には防衛副大臣を議長とする「衛星コンステレーションに関するタスクフォース」を設置し、米国との協力も念頭におきつつ、防衛省・自衛隊の今後の宇宙政策や衛星コンステレーションの活用に向けた検討内容について議論を行っている。

### ア 情報収集

情報収集については、情報収集衛星<sup>17</sup>、多頻度での撮像を可能とする小型衛星コンステレーションをはじめとした民間衛星などの利用による重層的な衛星画像の取得を通じ、隙のない情報収集体制を構築することとしている。特に、スタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点から、情報収集能力を抜本的に強化する必要があり、米国との連携を強化するとともに、民間衛星の利用などを始めとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレー

ションを構築する。

### イ 通信

通信については、これまで、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、2017年1月、防衛省として初めて所有・運用するXバンド防衛通信衛星「きらめき2号」を、2018年4月には「きらめき1号」を打上げた。今後、通信所要の増大への対応やさらなる抗たん性強化のため、2023年度には「きらめき3号」の打上げにより、Xバンド防衛通信衛星3機体制を目指すとともに、「きらめき」と通信可能な装備品・関連地上施設を拡充するため、さらなる受信機材の調達や地上局通信の広帯域化を実施する。

また、低軌道通信衛星コンステレーションサービス利用の実証などを実施していくことに加え、米国を中心とする加盟国間で衛星の通信帯域を共有する枠組みである PATS への加盟に向けて、通信機器の整備・実証を行う Protected Anti-jam Tactical SATCOM していく。

### ウ 測位

測位については、多数の装備品に GPS 受信端末を搭載し、精度の高い自己位置の測定やミサイルの誘導精度向上など、高度な部隊行動を支援する重要な手段として活用している。これに加え、2018年11月より、内閣府の準天頂衛星<sup>18</sup>システムのサービスが開始されたことから、準天頂衛星の測位信号の利用により、冗長性を確保することとしている。

### エ その他の宇宙利用

小型衛星コンステレーションは、早期警戒などミサイルの探知、追尾などの機能に関連する技術動向としても注目される。防衛省としては、各国が開発・配備を進める HGV を早期に探知・追尾する手段として、衛星コンステレーションを用いた宇宙からの赤外線観測が有効である可能性があると考えており、衛星搭載用の赤外線センサーに関する宇宙実証を行っていく。

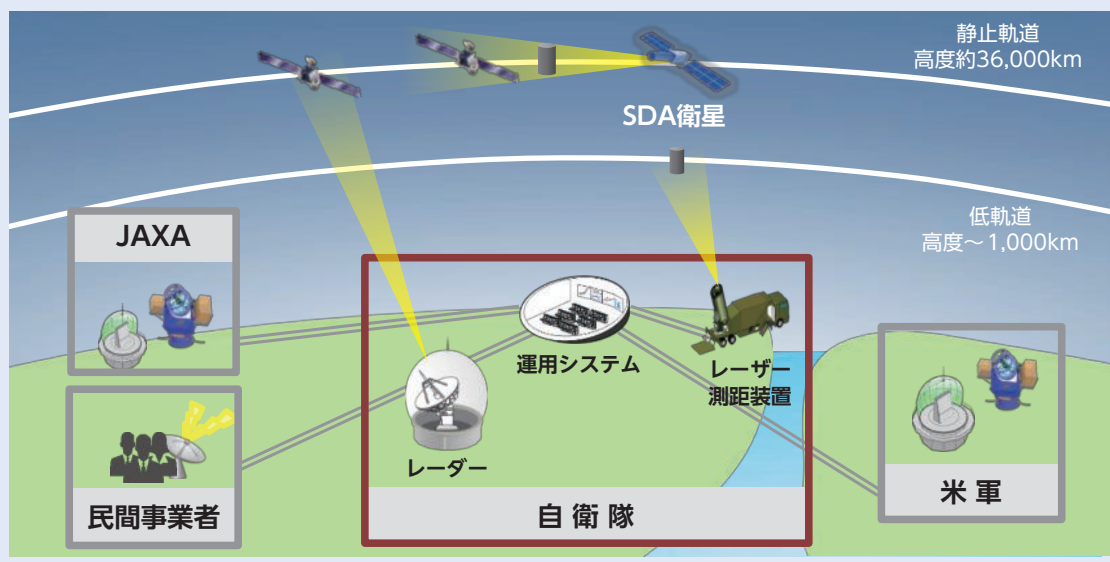
このほか、高感度広帯域の赤外線検知素子などの将来のセンサーの研究を推進することとしている。

<sup>16</sup> 宇宙状況把握 (SSA) (宇宙物体の位置や軌道などを把握すること (宇宙環境の把握を含む)) に加え、宇宙機の運用・利用状況及びその意図や能力を把握すること

<sup>17</sup> 政府の情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。

<sup>18</sup> 通常の静止衛星は赤道上の円軌道に位置するが、その軌道を斜めに傾け、かつ楕円軌道とすることで、特定の一地域のほぼ真上の上空に長時間とどまることが可能となるような軌道に投入された衛星のこと。1機だけでは24時間とどまることができないため、通常複数機が打ち上げられる。ユーザーのほぼ真上を衛星が通るため、山や建物などといった障害物の影響を受けることなく衛星からの信号を受信することができる。

図表Ⅲ-1-4-10 宇宙領域把握（SDA）体制構築に向けた取組



## (2) 宇宙の安定的利用確保のための取組

人工衛星の活用が、安全保障の基盤として死活的に重要な役割を果たしている一方で、一部の国が、キラー衛星や衛星攻撃ミサイル、電磁波による妨害を行うジャミング兵器などの対衛星兵器の開発を進めているとみられている。このため、SDAと宇宙利用における抗たん性を強化していく必要がある。

これまで防衛省・自衛隊は、宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組んできており、その一環として、宇宙状況把握 (SSA) の強化に向けた取組を進めてきた。今後は宇宙物体の位置や軌道などを把握する SSA の強化も図りつつ、衛星の運用状況、意図や能力を把握する SDA の強化に努めていく。平素からの SDA に関する能力を強化するため、2026年度に打ち上げ予定の SDA 衛星の整備に加え、さらなる複数機での運用についての検討を含めた各種取組を推進する。また、宇宙作戦の運用基盤を強化するため、宇宙作戦指揮統制システムなどを整備する。

宇宙利用における抗たん性の強化については、衛星通信の高抗たん化技術実証により、ジャミングなどの妨害行為に対する抗たん性を確保するとともに、将来的な日米の宇宙システムの連携に向けて、SSA システムなどに対するサイバーセキュリティを確保していく。また、電

磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信などを妨げる能力を構築することとしている。

**□ 参照** 図表Ⅲ-1-4-10 (宇宙領域把握 (SDA) 体制構築に向けた取組)

## (3) 組織体制の強化

宇宙領域専門部隊を強化するため、2022年度には、宇宙作戦群隷下にわが国の人工衛星などに接近する宇宙物体の情報を収集するためのシステムの運用を担う第1宇宙作戦隊 (府中)、わが国の人工衛星などに対する妨害状況を把握するための装置の運用を担う第2宇宙作戦隊 (防府北) 及び宇宙システム管理隊 (府中) などを新編した。2023年度には、要員拡充により SDA のための装備品を安定的に運用する体制を強化するとともに、指揮統制機能などを強化する。

また、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するなどにより、宇宙作戦能力を強化する。この際、宇宙領域の重要性の高まりと、宇宙作戦能力の質的・量的強化にかんがみ、空自において、宇宙作戦が今後航空作戦と並ぶ主要な任務として位置づけられることを踏まえ、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

今後とも宇宙領域にかかる組織体制・人的基盤を強化するため、JAXA などの関係機関や米国などの同盟国・



動画：宇宙領域把握について

URL：<https://m.youtube.com/watch?v=qoBwBWBR0-8>



同志国との交流による人材育成をはじめとした連携強化を図るほか、関係省庁間で蓄積された宇宙分野の知見などを有効に活用する仕組みを構築するなど、宇宙領域にかかる人材の確保に取り組む。

#### (4) 関係機関や宇宙関連産業との連携強化

宇宙空間については、情報収集、通信、測位などの目的での安定的な利用を確保することは国民生活と防衛の双方にとって死活的に重要であり、防衛省・自衛隊においては、宇宙空間についてJAXAを含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化している。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、わが国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげていく。

また、2023年3月、防衛省のSSAシステムの運用開始に伴い、防衛省から衛星を運用する民間事業者などに対し、宇宙物体の軌道情報などのSSAに関する情報提供を開始した。

#### (5) 同盟国・同志国などとの連携強化

わが国の安全保障に不可欠な宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するためには、同盟国や同志国などとの連携強化が必須であり、また、宇宙における責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減に向けた協力も図っている。2022年9月、わが国は、宇宙空間における責任ある行動の規範の形成に向けた国際場裡での議論を積極的に推進していく考えから、破壊的な直接上昇型ミサイルによる衛星破壊実験を実施しない旨の決定を行った。この決定は同年4月に米国が同趣旨の宣言をしたことを受けて発表されたもので、わが国のほか、カナダ、ニュージーランド、ドイツ、英国、韓国、オーストラリア、フランスなども同様の発表を行った。さらに、同年12月には、米国が主導し、わが国を含む11か国が共同で「破壊的な直接上昇型対衛星(DA-ASAT)ミサイル実験」決議を提案したところ、国連総会本会議にて155か国の支持を得て採択された。

同時に、誤解や誤算によるリスクを回避すべく、関係国間の意思疎通の強化及び宇宙空間における透明性・信頼醸成措置(TCBM)の実施の重要性を発信していくことが必要である。

## ア 米国との協力

米国とは、宇宙領域における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、2015年4月に「日米宇宙協働ワーキンググループ」(SCWG) (審議官級) を設置し、宇宙政策及び戦略にかかる連携、SDA情報共有や教育を含む日米宇宙運用部隊間の協力、低軌道衛星コンステレーションにかかる議論など、宇宙協力について幅広く議論してきている。SCWGはこれまでに8回、直近では2022年5月に開催している。

また、日米政府間では、「宇宙に関する包括的日米宇宙対話」(CSD) を、日米安全保障担当当局間では「安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合」(SSD) を開催し、防衛省も参加して、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を行っている。

直近のハイレベル交流に関しては、2022年10月にレイモンド米宇宙軍作戦部長が浜田防衛大臣への表敬を行い、宇宙空間の安定的な利用の確保の重要性やSDAを含めた協力について意見交換を行い、宇宙領域における日米同盟のさらなる強化に向けて協力を加速させていくことで一致した。また、2023年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からのまたは宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながるがあり得ることを確認した。

運用面では、空自がSSAシステムを効果的に運用するためには米国との連携が不可欠であることから、米国との情報共有の具体化を進めている。また、米軍が主催する宇宙安全保障に関する多国間机上演習「シュリーバー演習」(Schriever Wargame) 及び宇宙状況監視多国間机上演習「グローバル・センチネル」(Global Sentinel) への参加を継続し、多国間における宇宙空間の脅威認識の共有、SDAにかかる協力や宇宙システムの機能保証にかかる知見の蓄積に努めているほか、米国宇宙コマンド多国間宇宙調整所(MSC) に自衛官を派遣している。

## イ 同志国などとの協力

同志国とは、協議や情報共有及び多国間演習への参加を通じ、防衛当局間の関係強化、SDA情報にかかる協力、宇宙運用部隊間協力など様々な分野で連携・協力を図っている。

オーストラリアとは、日豪防衛当局間の宇宙協力にかかる協議(課長級) を2021年5月から行っている。また、2022年11月には日豪防衛宇宙パートナーシップに関

する趣意書 (Letter of Intent Concerning a Defence Space Partnership) を結び、これを受けて宇宙協力の深化を図っている。さらに、宇宙運用部隊間の具体的な協力について議論するために宇宙ワーキンググループ (SWG) を設置した。

Space Working Group  
フランスとは、2021年12月から日仏防衛当局間の宇宙協力にかかる協議 (課長級) を行っており、自衛隊による仏航空・宇宙軍主催の多国間宇宙演習 (ASTERX) への参加を含む部隊間交流の促進、宇宙作戦群と仏宇宙コマンドとの連携強化、SDAにかかる情報共有態勢強化などについて調整を進めている。また、日仏政府間では日仏包括的宇宙対話を実施しており、防衛省も参加している。

英国とは、2022年8月から日英防衛当局間の宇宙協議を開催しており、宇宙政策及び戦略にかかる連携、宇宙運用部隊間の協力及び交流の推進、SDAにかかる情報共有などについて調整を進めている。

ドイツとは、これまで部隊間で宇宙協力にかかる専門家会議を行っており、宇宙運用部隊間協力の深化に向けたSWGを開催し、連携を図っていく。

カナダとは、2023年3月に日加宇宙部隊間の机上演習を初めて開催し、宇宙運用部隊間の協力の促進及び情報共有にかかる協力を推進していく。

日EU間では、日EU宇宙政策対話を、また、日インド政府間では、日インド宇宙対話を開催しており、いずれにも防衛省から参加している。

## 5 サイバー領域での対応

サイバー領域においては、諸外国や関係省庁及び民間事業者との連携により、平素から有事までのあらゆる段階において、情報収集及び共有を図るとともに、わが国全体としてのサイバー安全保障分野での対応能力の強化を図ることが重要である。

政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されていくことを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者及び防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

**□ 参照** I部4章3節 (サイバー領域をめぐる動向)

### 1 政府全体としての取組など

増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、2014年11月、サイバーセキュリティに関する

施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的とした「サイバーセキュリティ基本法」が成立した。

同法に基づき、2015年1月には、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)<sup>19</sup>が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととされた。

また、2021年9月に策定された現行の「サイバーセキュリティ戦略」においては、「自由、公正、かつ安全なサイバー空間」を確保するため、安全保障の観点からの取組強化など3つの方向性に基づき、各施策を推進することとされている。



資料：防衛省・自衛隊の『ここが知りたい！』 自衛隊のサイバー攻撃への対応について  
URL：<https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/cyber/index.html>



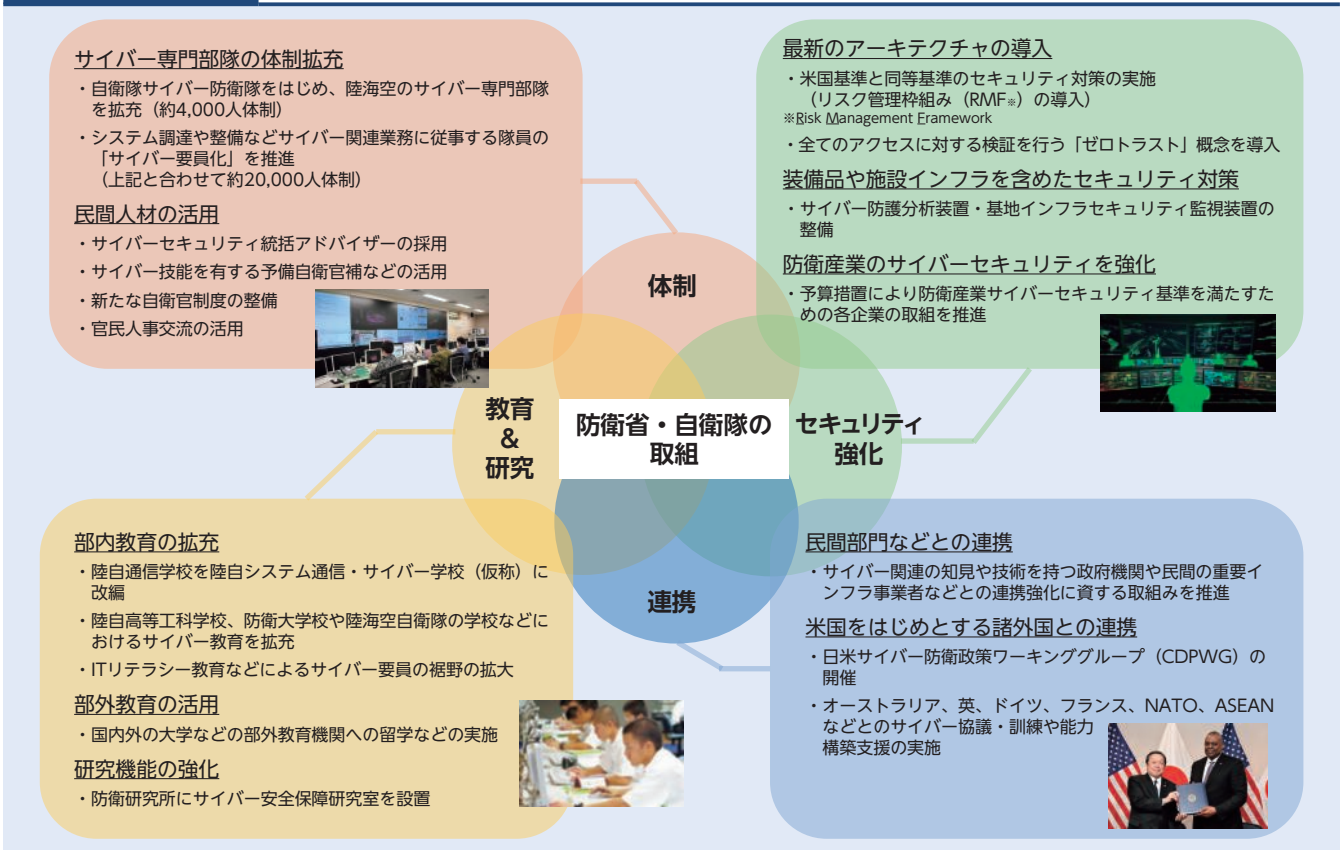
資料：サイバーセキュリティに関する注意喚起

URL：<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/index.html>



<sup>19</sup> サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、2015年1月に、内閣官房情報セキュリティセンター (NISC: National Information Security Center) から、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity) に改組された。

図表Ⅲ-1-4-11 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策



## 2 防衛省・自衛隊の取組

サイバー領域は、国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、わが国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で死活的に重要である。

防衛省・自衛隊は、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していく。その際、重要なシステムなどを中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強するとともに、特に高度なスキルを有する外部人材を活用することにより、高度なサイバーセキュリティを実現する。高いサイバーセキュリティの能力により、あらゆるサイバー脅威から自ら防護するとともに、その能力を活かしてわが国全体のサイバーセキュリティの強化に取り組んでいくこととする。

このため、2027年度までに、サイバー攻撃<sup>20</sup>状況下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システ

ムを保全できる態勢を確立し、また防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を確立する。

今後、おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化することとしている。

**参考** 図表Ⅲ-1-4-11（防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策）、資料19（防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組）

### (1) サイバーセキュリティ確保のための態勢整備

#### ア サイバー専門部隊の体制強化

2022年3月、共同の部隊として自衛隊サイバー防衛隊が新編され、サイバー攻撃などへの対処のほか、陸海空自衛隊のサイバー専門部隊に対する訓練支援や防衛

<sup>20</sup> 情報通信ネットワークや情報システムなどの悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃（分散サービス不能攻撃）など



省・自衛隊の共通ネットワークである防衛情報通信基盤(DII)<sup>21</sup>の管理・運用などを実施している。2023年度以降も、自衛隊サイバー防衛隊をはじめ陸海空自衛隊のサイバー専門部隊の体制を拡充していくほか、サイバー要員化を推進する。また、整備計画局情報通信課を改編し「サイバー企画課(仮称)」と大臣官房参事官を新設、防衛研究所に「サイバー安全保障研究室」を新設するなどサイバー政策の企画立案機能も強化していく。

### イ リスク管理枠組み(RMF)の導入

Risk Management Framework

サイバー領域における脅威は日々高度化・巧妙化していることから、情報システムのセキュリティ対策についても、一過性の「リスク排除」から継続的な「リスク管理」へ考え方を転換し、情報システムの運用管理後も常時継続的にリスクを分析・評価し、必要なセキュリティ対策を実施するRMFを2023年度から実施していく。

### ウ 情報システムの防護

日々高度化・複雑化する最新のサイバー攻撃の脅威に対して適切に対応していくためには、情報システムの防護態勢を強化していくことが必要である。そのため、自衛隊のシステムを統合・共通化したクラウドを整備し、一元的なサイバーセキュリティ対策を実施するほか、装備品システムや施設インフラシステムの防護態勢を強化するとともに、ネットワーク内部に脅威が既に侵入している前提で内部の潜在的脅威を継続的に探索・検出するスレットハンティング機能の強化などを進めていく。

## (2) 民間企業や諸外国との連携

サイバー攻撃に対して、迅速かつ的確に対応するためには、民間部門との協力、同盟国などとの戦略対話や共同訓練などを通じ、サイバーセキュリティにかかる最新のリスク、対応策、技術動向を常に把握しておく必要がある。このため、民間企業や同盟国である米国をはじめとする諸外国と効果的に連携していくこととしている。

### ア 民間企業などとの協力

2013年7月に、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」(CDC)Cyber Defense Councilを設置し、防衛省がハブとなり、防衛産業間において情報共有を実施することにより、情報を集約し、サイバー攻撃の全体像の把握に努め

ている。また、毎年1回、防衛省・自衛隊及び防衛産業にサイバー攻撃が発生した事態などを想定した共同訓練を実施し、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

### イ 米国との協力

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化するため、日米両国がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化し、情報保全及びサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化していく。

2013年10月、日米両政府は、防衛当局間の政策協議の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)Cyber Defense Policy Working Groupを設置した。この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力など幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っており、8回にわたり会合を実施している。

2015年にはガイドライン及びCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などがあげられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などがあげられた。

また、2019年4月の日米「2+2」では、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認した。

さらに、日米両政府全体の枠組みである「日米サイバー対話」への参加や、「日米ITフォーラム」の開催などを通じ、米国との連携強化を一層推進している。

運用協力の面では、日米共同統合演習(実動演習)、日米共同方面隊指揮所演習などにおいてサイバー攻撃対処訓練を実施しており、日米共同対処能力の向上の努力を続けている。

### ウ 同志国などとの協力

サイバー領域の利用については、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加

21 自衛隊の任務遂行に必要な情報通信基盤で、防衛省が保有する自営のマイクロ回線、通信事業者から借り上げている部外回線及び衛星回線の各種回線を利用し、データ通信網と音声通信網を構成する全自衛隊の共通ネットワーク

などにより、関係国との連携・協力を強化することとしている。

NATOなどとの間では、防衛当局間においてサイバー空間を巡る諸課題について意見交換するサイバー協議「日NATOサイバー防衛スタッフトークス」などを行うとともに、エストニアに設置されているNATOサイバー防衛協力センター (CCDCOE) が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」(CyCon International Conference on Cyber Conflict) に参加している。CCDCOEには、2019年3月より、防衛省から職員を派遣している。2022年10月、CCDCOEの活動への参加にかかる取決めへの署名手続きが完了し、防衛省は正式に同センターの活動に参加することとなった。

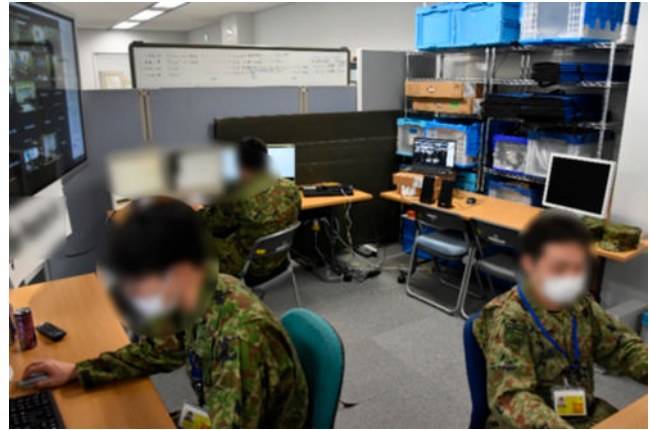
このほか、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス及びエストニアとのサイバー協議を行っている。また、シンガポール、ベトナムなどの防衛当局との間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っているほか、サイバーセキュリティ分野の能力構築支援なども実施している。

自衛隊のサイバー領域の能力強化や諸外国との連携強化を目的に、2022年4月にCCDCOEが主催する多国間サイバー防衛演習「ロックド・シールズ2022」に日英合同チームで参加するとともに、同年11月から12月にかけて、オーストラリア主催の多国間サイバー訓練である「サイバー・スキルズ・チャレンジ」に初めて参加し、2023年2月には英国主催の「ディフェンス・サイバー・マーベル2」に初めて参加した。さらに同年2月には、陸自が多国間サイバー防護競技会「Cyber KONGO 2023」を主催し、米国、オーストラリア、オランダ、ドイツ、フランス、ルーマニア、インドネシア、ベトナムなど計11か国の参加国とともに、サイバー領域における能力の強化を図った。

### (3) 人材の育成・確保

自衛隊のサイバー防衛能力の抜本的強化を図るためには、サイバーセキュリティに関する高度かつ幅広い知識を保有する人材を確保していくことは喫緊の課題であり、教育の拡充や民間の知見の活用も含めて積極的な取組が必要である。

このため、高度な知識や技能を修得・維持できるよう、要員をサイバー関連部署に継続的かつ段階的に配属する



多国間サイバー防護競技会「Cyber KONGO 2023」に参加する隊員

とともに、部内教育及び部外教育による育成を行っている。

各自衛隊の共通教育として、サイバーセキュリティに関する共通のかつ高度な知識を習得させるサイバー共通教育を実施しているほか、米国防大学サイバー戦指揮官要員課程及び米陸軍サイバー戦計画者課程への隊員派遣、陸自高等工科学校へのシステム・サイバー専修コースの設置といった取組を実施している。2023年度に、陸自通信学校を陸自システム通信・サイバー学校（仮称）に改編し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充するほか、防衛大学校においても、サイバーに関するリテラシー教育の拡充などを行う。

また、2021年7月から、サイバー領域における高度な知識・スキル及び豊富な経験・実績を有する人材を「サイバーセキュリティ統括アドバイザー」として採用しているほか、民間企業における実務経験を積んだ者を採用する官民人事交流制度や役務契約などによる外部人材の活用などにも取り組んでいる。2022年度から、新たにサイバーセキュリティの技能を持つ予備自衛官補の採用も開始している。2022年8月には、サイバーセキュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的として、防衛省サイバーコンテストを実施した。

さらに、サイバーセキュリティは高度な知識をもつ専門人材のみならず、ネットワーク・システムを利用するすべての人員のリテラシーなくしては成立しないことから、情報保証教育をはじめ、一般隊員・事務官などへのリテラシー教育を推進している。

### (4) 政府全体としての取組への寄与

防衛省は、警察庁、デジタル庁、総務省、経済産業省及

び外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行っているほか、情報

セキュリティ緊急支援チーム (CYMAT)<sup>22</sup> Cyber incident Mobile Assistance Team に対し要員を派遣している。また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断に関し、自衛隊が有する知識・経験を活用し、連携を強化している。

## 6 電磁波領域での対応

電磁波領域は、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線となっている<sup>23</sup>。このため、電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要である。

電磁波領域においては、相手方からの通信妨害などの厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させるなど、能力強化を着実に進める。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用していくこととしている。

防衛省・自衛隊としては、民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動などのための周波数利用を両立させ、自衛隊が安定的かつ柔軟な電波利用を確保で

きるよう、関係省庁と緊密に連携しつつ、電磁波領域における能力を強化していく。

☐ 参照 I部4章4節1 (電磁波領域と安全保障)

### 1 電磁波の利用を適切に管理・調整する機能の強化

電磁波を効果的、積極的に利用して戦闘を優位に進めるためには、電子戦能力を向上していくとともに、電磁波の周波数や利用状況を一元的に把握・調整し、部隊などに適切に周波数を割り当てる電磁波管理の態勢を整備することが必要である。

このため、装備品の通信装置やレーダー、電子戦装置などが使用する電磁波の状況を把握しモニター上で可視

図表Ⅲ-1-4-12 電子戦能力と電磁波管理能力のイメージ

電磁波の効果的・積極的な利用のため、以下の能力を強化する必要がある。

- ① 電磁波を効果的・積極的に利用して行う戦闘、すなわち「電子戦」の能力
- ② 「電子戦」能力を担保するため、戦域の電磁波の状況を把握するとともに、干渉が生じないよう部隊による電磁波の利用を適切に管理・調整する「電磁波管理」の能力

**【電子攻撃】**

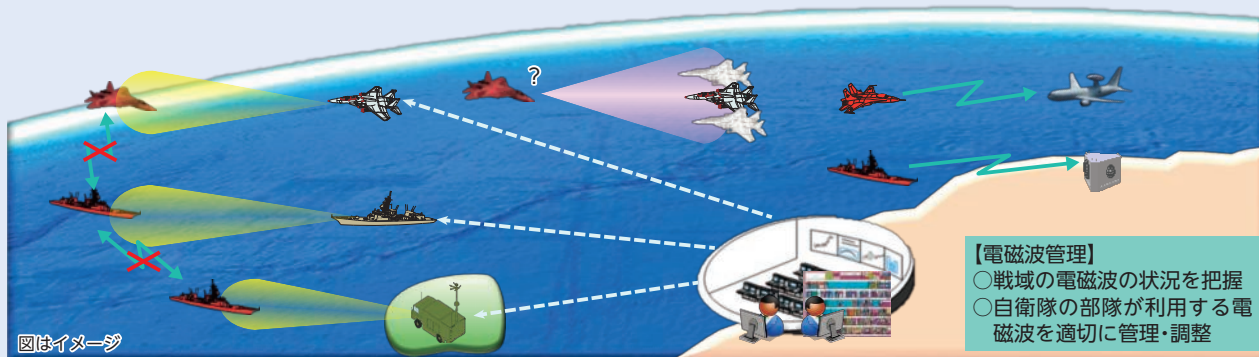
相手方の通信機器やレーダー等に電波を放射することなどにより、相手方の通信などを低減・無効化

**【電子防護】**

ステルス化などにより、相手の電磁波の影響を低減・無効化

**【電子戦支援】**

相手方が利用する電波などの情報を収集、分析



図はイメージ

22 政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティにかかる事象が発生した際に、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のための技術的な支援及び助言などを行うチーム

23 電磁波を用いた攻撃の一つに、核爆発などにより、瞬時に強力な電磁波を発生させ、システムをはじめとする電子機器に過負荷をかけ、誤作動させたり破壊したりする電磁パルス攻撃がある。このような攻撃は、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があり、政府全体で必要な対策を検討していくこととしている。



化する電磁波管理支援技術の研究を行うなど、電磁波管理の機能強化を進めている。

**参照** 図表Ⅲ-1-4-12 (電子戦能力と電磁波管理能力のイメージ)

## 2 電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築

電磁波の領域での戦闘を優位に進めるためには、平時から有事までのあらゆる段階において、電磁波に関する情報を収集・分析し、これを味方の部隊で適切に共有することが重要である。

2023年度は、受信電波周波数範囲の拡大など能力向上したRC-2電波情報収集機の搭載装置の取得などを実施することとしている。

そのほか、防衛情報通信基盤(DII)を含む各自衛隊間のシステムの接続を引き続き推進することとしている。

## 3 わが国への侵攻を企図する相手方のレーダーや通信などを無力化するための能力の強化

平素からの情報収集・分析に基づき、レーダーや通信など、わが国に侵攻を企図する相手方の電波利用を無力化することは、他の領域における能力が劣勢の場合にも、それを克服してわが国の防衛を全うするための一つの手段として有効である。

このため、2022年度においては、米子駐屯地(鳥取県)などへの電子戦部隊の配備など陸自電子戦部隊の強化を実施したほか、2023年度以降についても、陸自電子戦部隊を強化していく。また、平素から電波情報の収集・分析を行い、有事においては、相手の電波利用を無力化する機能を有するネットワーク電子戦システム(NEWS)の能力を向上させる。加えて、相手方の脅威圏外(スタンド・オフ・レンジ)から、主に航空機への通信・レーダー妨害を行うスタンド・オフ電子戦機の開発を行う。



ネットワーク電子戦システム(NEWS)

さらに、艦艇用リフレクタ型デコイ弾の器材取得や、多数のドローンを活用したスウォーム(群れ)攻撃の脅威に有効に対処する観点から、高出力マイクロ波(HPM)照射装置の取得・実証研究、高出力の車両搭載型レーザ装置の運用、高出力レーザシステムの研究なども進めることとしている。

## 4 電磁波領域における妨害などに際して、その効果を局限する能力の強化

電磁波領域における妨害などに際してその効果を局限し、航空優勢を確保するため、電子防護能力に優れたF-35A戦闘機の取得を推進する。また、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、電子防護能力に優れ、短距離離陸・垂直着陸が可能なF-35B戦闘機を取得する。

## 5 訓練演習、人材育成

自衛隊の電磁波領域の能力強化や専門的知見を有する隊員の育成のため、統合電磁波作戦訓練を実施するほか、米国の電子戦教育課程への要員派遣などを通じ、最新の電磁波領域に関する知見の収集やノウハウの獲得を図っている<sup>24</sup>。

2023年2月から3月にかけて、海自は米海軍との相互運用性の向上を図るため、EP-3多用機を初めて米国に派遣し、米海軍との電磁機動戦訓練を実施した。

<sup>24</sup> このほか、防衛省・自衛隊においては、各自衛隊の情報を全国で共有するために必要となる通信網の多重化を推進するほか、電磁パルス防護の観点から踏まえた研究を行っている。

# 7 大規模テロや重要インフラに対する攻撃などへの対応

## 1 基本的考え方

わが国が備えるべき事態は、力による一方的な現状変更やその試み、そしてわが国への侵攻のみではない。大規模テロやそれに伴う原子力発電所をはじめとした重要インフラに対する攻撃は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。一方、わが国は、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所などの重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。

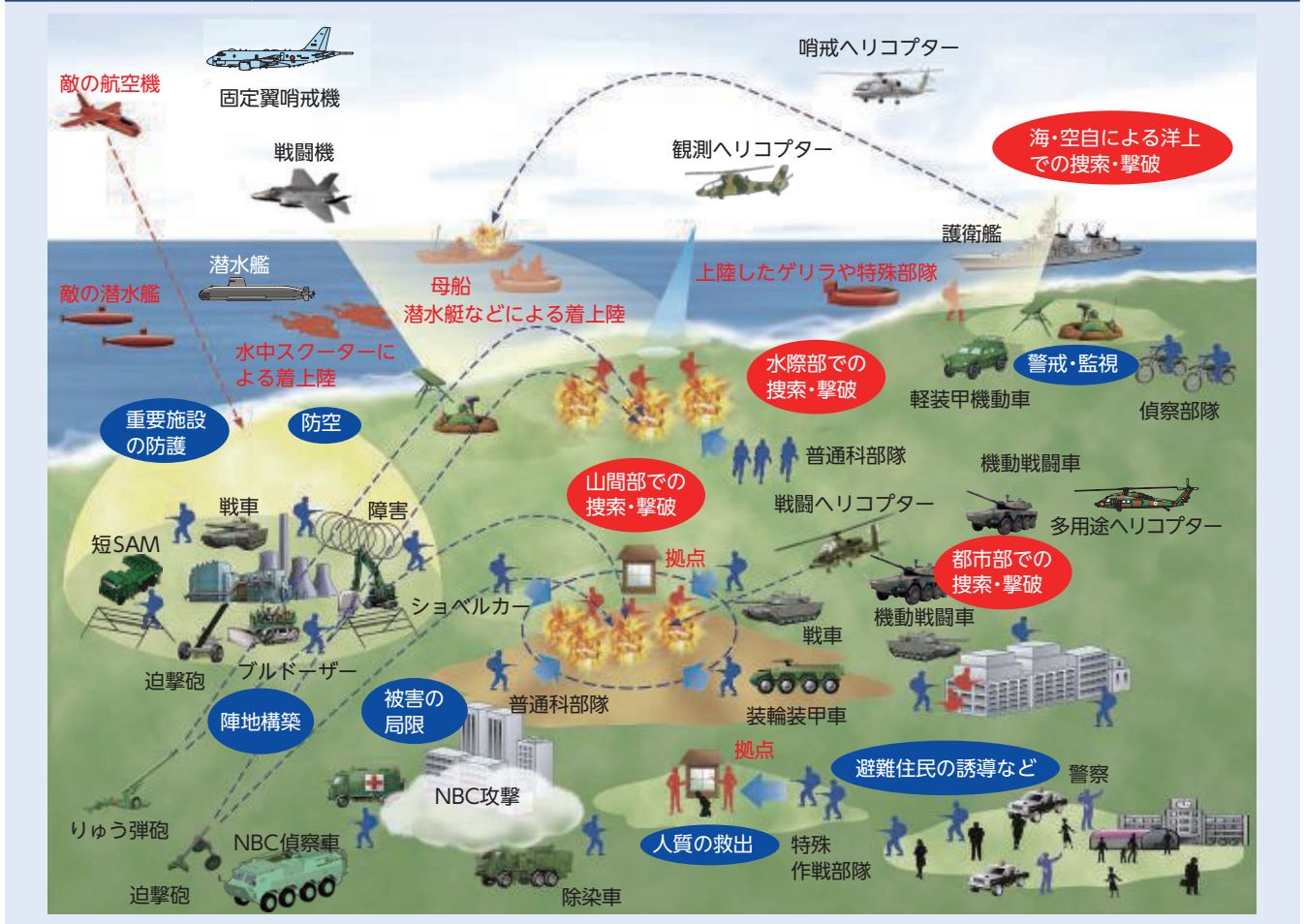
高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安

全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員<sup>25</sup>などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

それらの対応に当たって、防衛省・自衛隊においては、抜本的に強化された防衛力を活用し、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要インフラに対する攻撃に際しては実効的な対処を行う。

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施設の警備強化を実施することとしている。状況が明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材

図表Ⅲ-1-4-13 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



25 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処することとしている。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処することになる。

また、弾道ミサイルによる攻撃に対してはわが国全域を防護するイージス艦を展開させるとともに、拠点防護のため全国各地に分散配備されている航空自衛隊のPAC-3を、状況に応じて、機動的に移動・展開して対応することになる。さらに、巡航ミサイルなどに対しては、航空機、艦艇、地上アセットから発射する各種対空ミサイルで対応することになる。

## 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応することとしている。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立することとしている。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破することになる。

**参考** 図表Ⅲ-1-4-13 (ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例)

## 3 武装工作員などへの対処

### (1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応することになる。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携

要領についての基本協定<sup>26</sup>や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している<sup>27</sup>。

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、2012年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施するなど、連携の強化を図っている。

## 4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995年3月の東京での地下鉄サリン事件などは、こうした兵器が使用された例である。

### (1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行うことになる。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行うこととしている。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行うことになる。

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、速やかに出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

<sup>26</sup> 防衛庁(当時)と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」(1954年に締結。2000年に全部改正)

<sup>27</sup> 2004年には、治安出動の際における武装工作員など事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。



## 8 国民保護に関する取組

### 1 基本的考え方

2022年の度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射、特に日本列島越えの弾道ミサイル発射によるJアラートによる情報伝達などにより、昨今、国民保護に対する関心や、防衛省・自衛隊に対する期待が高まっている。国民保護は防衛戦略における防衛力の抜本的強化の柱の一つであり、防衛省・自衛隊としても、積極的に取り組んでいくこととしている。

2005年3月、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（基本指針）を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊としては、武力攻撃事態などにおいては、国民保護措置として、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁とも連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などの措置を実施することとしている。

なお、弾道ミサイルなどによる武力攻撃事態から住民の生命及び身体を保護するため必要な機能を備えた避難施設の整備は、被害を防止するための措置であるとともに、弾道ミサイル攻撃などに対する抑止にもつながる観点も踏まえ、政府で検討を行っている。

### 2 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

#### (1) 国民保護のための体制の強化

国民の命を守りながらわが国への侵攻に対処するにあたっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。

政府としては、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実施するため、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、

空港・港湾などの公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携などを行うこととしている。また、こうした取組の実効性を高めるため、住民避難などの各種訓練の実施と検証を行ったうえで、国、地方公共団体、指定公共機関などの連携を推進しつつ、制度面を含む必要な施策の検討を行うこととしている。

また、自衛隊としては、これらの施策への参画や協力に加え、自衛隊が使用する民間船舶・航空機や自衛隊の各種輸送アセットを利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力することとしているほか、国民保護にも対応できる自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用などの各種施策を推進することとしている。

#### (2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。

#### (3) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須であり、政府全体として武力攻撃事態などを念頭に置いた国民保護訓練を強化することとしている。防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

**□ 参照** 資料20（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（令和4（2022）年度））

## 解説

## 国民保護と防衛省・自衛隊の取組

武力攻撃事態などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国・地方公共団体・指定公共機関などは連携して、国民保護法に基づき必要な取組を行うこととなっています。防衛省・自衛隊も、武力攻撃事態などにおいては、武力攻撃を排除し、国民への被害を局限化するという主たる任務を遂行するとともに、防衛省・防衛装備庁国民保護計画に基づき、警察及び消防等とも連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援等の国民保護措置を実施することになります。

また、平素より、地方公共団体における国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターン作成・見直しなどの住民避難にかかる地方公共団体の事前の検討への協力や、国民保護措置の実施に関する国と地方公共団体等の共同訓練に、防衛省・自衛隊も参加し、関係省庁・地方公共団体との連携の強化に取り組んでいます。

弾道ミサイルなどによる武力攻撃災害から住民の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設の整備・普及は、武力攻撃事態における国民の被害を防止するのみならず、武力攻撃の抑止という観点からも重要です。こうした避難施設の整備について

は、内閣官房を中心に、緊急一時避難施設の指定推進など様々な取組を行っていますが、防衛省としても、こうした政府全体の取組とあわせて、様々な種類の避難施設の確保を行う考えです。

2022年12月に策定した整備計画においても、わが国の防衛上必要な機能・能力として「機動展開能力・国民保護」の強化に取り組むことを明記しています。具体的には、自衛隊の各種輸送アセットも利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力すること、国民保護にも対応できる自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用などの各種施策の推進などが記載されています。

国民保護にも対応するための部隊などの整備の具体的な内容については今後検討していくこととなりますが、陸自においては、第15旅団を師団化し、南西方面の防衛体制を強化するとともに、国民保護の実効性向上を図ることとしています。また、民間船舶・航空機の利用や自衛隊の各種輸送アセットの利用、予備自衛官の活用などについても検討し、国民保護の実効性を高める取組を実施していきます。

※内閣官房国民保護ポータルサイト (<https://www.kokuminhogo.go.jp>)にて、政府全体での国民保護の取組や、避難施設の指定状況など記載されています。



国民保護共同訓練に参加する自衛隊員

